

設立趣意書

相模原市体育協会は、昭和 29 年に 9 種目の競技団体によって発足し、今日では 27 種目の競技団体が加盟する協会となり、相模原市のスポーツ振興策と連携を図りながら市民スポーツ活動の推進役として事業活動を展開してまいりました。

一方、相模原市は高度経済成長による首都圏への人口、産業の集中に伴い、今日では 52 万人の市民を有する都市に発展し、21 世紀には人口が 60 万人に達することが予測されています。この飛躍的な発展に伴う生活環境の著しい変化、科学技術の進歩及び生活様式の変化が、日常生活における運動不足や精神的ストレスなどの問題を発生させる中、市民の健康への認識、体力づくりに対する関心が非常に高まっております。

こうした現状と生活水準の向上及び自由時間の増大等を背景として、市民のスポーツに対する要求が著しく高まり、その内容も極めて多様化しております。これらの要望に対処するため、行政による体育・スポーツ施設や環境の整備充実といったハード面の基盤づくりとともに、増大する市民のスポーツ需要に積極的かつ柔軟な対応を図ることができる新たな体制づくりが強く求められております。

このような状況と 21 世紀への展望を踏まえ、市民の求めるスポーツを広く普及振興するためには、行政はもとより民間の発想、英知、活力を生かし、かつ組織、資金、事業面を一層充実強化した新たな“市民スポーツ振興の核づくり”を進めることが相模原市政の重要な施策であると同時に体育・スポーツ関係者の願いであります。

以上の認識に基づき、相模原市と相模原市体育協会は相互協力のもと、これまで相模原市内のスポーツに関する数多くの大会、行事の実施運営に携わってきた相模原市体育協会を基盤として、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とした財団法人相模原市体育協会を設立するものであります。

(平成元年 10 月 26 日)

財団法人相模原市体育協会寄附行為

(平成元年10月26日認可)

変更 平成6年3月30日

平成9年3月28日

平成13年2月15日

平成18年4月1日

目次

- 第1章 総則(第1条～第4条)
- 第2章 資産、事業計画等(第5条～第14条)
- 第3章 役員、評議員及び職員(第15条～第23条)
- 第4章 会議(第24条～第31条)
- 第5章 加盟団体及び賛助会員(第32条～第38条)
- 第6章 相模原市スポーツ少年団(第39条)
- 第7章 寄附行為の変更及び解散(第40条～第42条)
- 第8章 雑則(第43条・第44条)

附則

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人相模原市体育協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県相模原市富士見6丁目6番23号(けやき会館内)に置く。

(目的)

第3条 この法人は、相模原市民のスポーツ活動を振興し、もって心身ともに健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツに関する教室、講演会、競技会等の開催
- (2) スポーツの指導者及び審判員の養成
- (3) スポーツ団体等に対する助成その他の支援
- (4) スポーツに関する情報の収集及び提供
- (5) 相模原市が行うスポーツ事業の受託
- (6) 相模原市が設置する社会体育施設の管理運営

(7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 加盟団体分担金収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は、国債、公債、その他確実な有価証券に替えて、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、理事会の議決を経て、毎事業年度開始前に、教育委員会に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告、収支決算書類等)

第12条 この法人の事業報告及び収支決算書類は、会長が作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を受けて毎事業年度終了後3月以内に、教育委員会に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、教育委員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 第8条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第3章 役員、評議員及び職員

(役員)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 14人以上16人以内(うち会長1人、副会長2人及び常務理事1人とする。)

(2) 監事 2人又は3人

(名誉会長及び相談役)

第15条の2 この法人に、名誉会長及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 前項に定めるもののほか、名誉会長及び相談役に関し、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会で選任し、理事は、互選で会長、副会長及び常務理事を定める。

2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長が

あらかじめ指名した順序により副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 常務理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の日常の事務を掌理する。

4 理事は、理事会を組織して、この法人の業務を議決し、執行する。

(監事の職務)

第18条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを教育委員会、理事会及び評議員会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の4分の3以上の議決により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、有給とすることができる。

2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(評議員)

第22条 この法人には、評議員33人以上43人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長が任命する。

3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

5 第19条及び第20条の規定は、評議員の任期又は解任について準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「評議員会」とあるのは「理事

会」と、「評議員現在数」とあるのは「理事現在数」と読み替えるものとする。

6 評議員は、評議員会を組織する。

(職員)

第23条 この法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第4章 会 議

(理事会の開催)

第24条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会の招集)

第25条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(理事会の議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数等)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければその議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(評議員会の意見聴取)

第29条 理事会は、次に掲げる事項について議決しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の処分又は担保の提供に関する事項
- (4) 長期借入金に関する事項
- (5) 第1号、第3号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員会)

第30条 評議員会は、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び理事会に対し必要と認める事項について建議する。

- 2 第24条、第25条、第27条及び第28条の規定は、評議員会についてこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事現在数」とあるのは「評議員現在数」と、「理事」とあるのは「評議員」と、「出席理事」とあるのは「出席評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第31条 評議員会の議長は、会議のつど、出席評議員の互選で定める。

第5章 加盟団体及び賛助会員

(加盟団体の資格)

第32条 この法人の加盟団体は、相模原市内のスポーツ種目を代表する市単位の団体とする。

(加盟の方法)

第33条 この法人に加盟しようとする団体は、会長に申し出て理事会の承認を受けなければならない。

(分担金の納入)

第34条 加盟団体は、毎年所定の分担金を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第35条 加盟団体は次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を失う。

- (1) 脱 退
 - (2) 除 名
 - (3) 解 散
- (脱 退)

第36条 加盟団体が脱退しようとするときは、脱退届を会長に提出しなければならない。
(除名)

第37条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の議決により除名することができる。

- (1) 分担金を1年以上滞納したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は寄附行為に反するような行為をしたとき。
- (3) その他本会の加盟団体として不相当と認められたとき。

2 前号第3号に該当して除名する場合は、除名の議決を行う理事会においてその団体に弁明の機会を与えなければならない。

(賛助会員)

第38条 この法人に賛助会員を置くことができる。

第6章 相模原市スポーツ少年団

(相模原市スポーツ少年団)

第39条 この法人にスポーツによる青少年の健全育成を図る相模原市内のスポーツ少年団によって構成する相模原市スポーツ少年団本部を置く。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第40条 この寄附行為は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第41条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第42条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、教育委員会の認可を受けて、相模原市又はこの法人の目的に類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の備付等)

第43条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 設立許可書等教育委員会の許可、認可、承認に関する書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書簡
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1項から第6項までの書類及び帳簿は永年、同項第7号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

第44条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項の規定にかかわらず、別表第1のとおりとし、その任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、平成4年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の評議員は、第22条第2項の規定にかかわらず、別表第2のとおりとし、その任期は、第22条第5項の規定により準用する第19条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立初年度、設立次年度及び設立次々年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の加盟団体は、第33条の規定にかかわらず別表第3のとおりとする。
- 6 前項に規定する加盟団体は、第34条の規定にかかわらず、設立初年度の分担金を納入することを要しない。
- 7 従来、相模原市体育協会に属した権利義務の一切は、この法人が継承する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日）

この寄附行為は、平成 6 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 28 日）

この寄附行為は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成 13 年 2 月 15 日）

この寄附行為は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日）

この寄附行為は、主務官庁の許可を受けた日から施行する。